

鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条
例の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条
例

鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 5 年鹿沼市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 1 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。